

技 第 6 8 7 号  
令和 8 年 2 月 1 8 日

各発注部（局・庁）の長  
各 公 営 企 業 の 長 様

県土整備部長

特例措置及びインフレスライド条項の運用について（通知）

このことについて、令和8年2月18日付け技第686号「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価および設計業務委託等技術者単価について（通知）」による「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」の改定に伴い、県土整備部が発注・契約する工事等においては、下記のとおり特例措置を運用することとしましたので通知します。

また、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途通知していることを申し添えます。

記

1 特例措置

(1) 対象

令和8年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務等で、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」で積算したもの。

詳細は別添1による。

2 インフレスライド条項

(1) 対象

契約書にインフレスライド条項が規定された工事において、残工期が2ヶ月以上ある工事。工期内に賃金水準（設計労務単価）の変更が生じていなくても（物価水準の変更が生じている場合）、インフレスライド条項の請求が可能。

詳細は「建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド）の運用に関する手引き令和5年3月版」による。

（担 当）

県土整備部

技術管理課 技術情報班 043-223-3503